

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年10月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000040号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000022号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額を68万3,000円とすることが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

私は、A社に勤務し、育児休業期間中に賞与が支給されていたが、当該記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。請求期間の記録について、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年12月度賞与明細」及び請求者から提出された「2008年12月分普通預金お取引明細」によると、請求者は、平成20年12月12日にA社から賞与が支給されていたことが確認できる。

また、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、A社は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に当該届を提出していることから、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文により保険給付の対象とならない記録とされていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2第1項は、育児休業等をしている厚生年金保険被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であつてその申出をした日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨規定しているところ、オンライン記録によると、A社は、請求者の育児休業期間(平成20年*月*日から平成22年*月*日まで)に係る保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できることから、請求期間の標準賞与額に係る保険料については徴収を行わないが、保険給付の計算の基礎となるものとして記録するべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から68万3,000円とすることが必要である。